

別表

第十八条の三第四項 対象者

|   | 対象者   | 確認書類例   |
|---|---|---|
| A | 公認会計士又は税理士であって、国土交通大臣が指定する研修を受講した者  | (公認会計士)<br>資格者証及び公認会計士法第28条の規定による研修を受けた者であることを証するもの<br><br>(税理士)<br>資格者証及び所属税理士会が認定する研修を受けた者であることを証するもの |
| B | 登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者                              | 合格証   |
| C | 登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者                              | 講習修了証   |
| D | (R5. 3. 31までに限る)<br>H29. 3. 31までに登録経理試験（一級）に合格した者<br>(H17年までに実施された建設業経理事務士を含む)    | 合格証   |
| E | (R5. 3. 31までに限る)<br>H29. 3. 31までに登録経理試験（二級）に合格した者<br>(H17年までに実施された建設業経理事務士を含む)    | 合格証   |
| F | 登録経理試験（一級）合格者を対象に、（一財）建設業振興基金が実施する講習受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者 | 建設業経理士登録証<br>(期限が有効なもの)   |
| G | 登録経理試験（二級）合格者を対象に、（一財）建設業振興基金が実施する講習受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者 | 建設業経理士登録証<br>(期限が有効なもの)   |
| H | 公認会計士又は税理士であって、資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して1年を経過しない者                              | 公認会計士又は税理士の資格証  |